久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会 会長 吉 岡 マ サ ヨ

## 答 申 書

令和4年3月11日付け3民市第5211号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

## 1 諮問事項

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報(世帯主となっている外国人住民の情報に限る。)を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について

【市民文化部市民課】

## 2 審議会の意見

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報(世帯主となっている外国人住民の情報に限る。)を広聴・相談課が目的外利用することについては、公益上の必要性がある。

なお、実施する事業の目的に鑑み、対象とする外国人住民を世帯主に限定せず、全ての外国人住民の情報を目的外利用することについても、公益上の必要性がある。

## 3 承認日

令和4年4月15日